

枚方寝屋川消防組合要綱第1号

枚方寝屋川消防組合パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、枚方寝屋川消防組合（以下「組合」という。）の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、消防行政への市民等の参加を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 組合の基本的な施策の決定（特に重要な施策については、その構想の取りまとめ又は検討の着手）に当たり、それらの趣旨、目的、内容等を広く公表し、それらに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提供を受け、その概要並びに採否及びその理由等を公表する一連の手続きをいう。
- (2) 両市の市域 枚方市及び寝屋川市（以下「両市」という。）の市域をいう。
- (3) 市民等 両市の市域に在住し、在職し、在学し、及び活動している個人並びに両市の市域において活動している団体及び事業者等をいう。

(実施)

第3条 管理者は、次に掲げる計画、指針等及び条例等（以下「計画等」という。）を立案しようとするときは、次条から第8条までに定めるところにより、パブリックコメントを実施するものとする。

- (1) 組合の基本的な施策に関する計画、指針等の策定及びこれらの重要な改定に係る案（計画等の趣旨、目的、内容等を示すものをいう。以下同じ。）
 - (2) 消防行政に関する基本指針を定めることを内容とする条例及び義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例等（金銭の徴収に関する条項を除く。）の制定、改正（その内容が軽微なものを除く。）又は廃止に係る案
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、計画等の立案に当たり、パブリックコメントを実施しないことがある。
- (1) 法令等に市民等からの意見等を聴く手続が定められており、計画等の立案に際

し当該手続を実施したとき。

- (2) 立案しようとする計画等の内容が、法令又は大阪府、両市において定める計画等と実質的に同一と認められるものであるとき。
- (3) 緊急に計画等の策定を行う必要があるとき。
- (4) その他、管理者が特に認めるとき。

(公表の時期等)

第4条 管理者は、計画等を立案しようとするときは、意思決定をする前に、計画等の案を公表し、広く市民等の意見等を求めるものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、当該計画等に関連する資料を併せて公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、計画等の案及び同条第2項の資料を組合のホームページに掲載し、並びにそれらを当該計画等に係る事務の所管課及び情報公開コーナーに備え付けることにより行うものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する方法のほか、必要に応じ、当該方法以外の方法により計画等の案及び前条第2項の資料を公表することがある。
- 3 管理者は、前条の規定による公表を実施するに当たり、両市の広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法により、当該公表の実施について周知に努めるものとする。
- 4 管理者は、計画等の案及び前条第2項の資料が多量であるときは、当該案及び資料全体の入手方法を明示した上で、それらの一部を省略して公表することがある。

(意見等の提出期間等)

第6条 管理者は、計画等の案を公表するに当たり、当該計画等の案に関する意見等の提出期間、提出方法その他意見等の提出に必要な事項を明示するものとする。

- 2 前項の提出期間は、市民等が計画等の案に関する意見等を提出する上で通常必要とされる期間を考慮し、原則として20日以上期間を定めるものとする。
- 3 第1項の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他市民等の意見等が文書又は電磁的記録に残るもののうちから定めるものとする。

(意見等の受付条件)

第7条 管理者は、計画等の案に関する意見等のうち、当該意見等を提出しようとするものの氏名又は名称及び連絡先が明記されていないものについては、次条に規定する取扱いを行わないものとする。ただし、管理者が当該取扱いを行うことが特に

必要であると認めるときは、この限りでない。

(提出された意見等の考慮等)

第8条 管理者は、提出された意見等を考慮して、計画等の策定について意思決定を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定により計画等の策定について意思決定を行ったときは提出された意見等の概要並びに当該意見等の採否及びその理由を公表するものとする。

3 管理者は、前項の規定による公表に際し、提出された意見等に特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報その他公表することが不適當であると認める事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことがある。

4 第5条第1項から第3項までの規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(一覧表の作成等)

第9条 管理者は、この要綱の規定によりパブリックコメントを行っている案件について一覧を作成するとともに、当該一覧を組合のホームページに掲載し、及び情報公開コーナーに備え付けるものとする。

2 管理者は、実施したパブリックコメントの実績及び結果を、管理者が別に定める期間ごとに取りまとめて、公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。